賃貸借契約書(案)

秋田県知事 鈴木 健太(以下「甲」という。)と(以下「乙」という。)とは、下記の条項より積算システム等管理端末機器(以下「機器」という。)の賃貸借に関する契約を締結する。

(契約の趣旨)

第1条 この契約は、当該契約物件を乙が甲の使用に供することを目的とする。

(契約期間)

- 第2条 契約期間は、令和8年1月1日から令和12年12月31日までとする。
- 2 甲は、前項の規定にかかわらず、契約を締結した日の属する年度の翌年度以降の歳入歳出 予算において、この契約に係る金額について減額又は削除があった場合には、この契約を 解除することができる。この場合において、乙は、解除により生じた損害の賠償を請求す ることができない。

(契約対象物件)

第3条 契約対象物件及び設置条件は次のとおりとする。

機種等	数量	設置場所	管理担当課
仕様書のとおり	仕様書のとおり	仕様書のとおり	技術管理課

(契約賃貸借料及び消費税額)

第4条 使用賃貸借料は、月額 円 (消費税額及び地方消費税額 円)とする。

2 賃貸借料、消費税額及び地方消費税額は、令和8年1月1日から起算し、この契約解除の 日までを賃貸借期間として計算する。

(賃貸借料及び消費税額の支払い)

- 第5条 支払いは年払いとし、乙は、甲の定める手続きに従って、毎年度の賃貸料を翌年度(令和12年度にあっては契約終了日)以降に甲に対し請求するものとする。
- 2 甲は、乙から前条による請求書を受理したときは、その日から起算して30日以内に賃貸 借料を支払うものとする。
- 3 契約期間内に契約を解除する場合は、年払いの賃貸借料を契約解除までの期間で割り戻し た額の賃貸借料を払うものとする。

(契約保証金)

第6条

(機器の交換または改造)

- 第7条 機器の交換又は改造は、あらかじめ書面をもって乙の承諾を得、甲の負担で行うものとする。
- 2 変更または改造によって契約内容を改訂する必要が生じた場合は、変更契約の締結をする ものとする。

(履行遅延の場合における延滞違約金)

- 第8条 乙の責に帰すべき事由により賃貸借期間の始期に機器を借り受けることができない 場合においては、甲は、延滞違約金の支払いを乙に請求することができる。
- 2 前項の延滞違約金は、第4条で定める月額に12を乗じて得た額につき、遅延日数に応じ年2.5%の割合で計算した額とする。

ただし、計算して求めた額の総額が100円未満のものについてはこれを免除する。

(契約不適合責任)

第9条 乙は、契約不適合により機器の操作及び運用に支障又は不能を生じたときは、速やかに補修、交換等の必要な処置を講じなければならない。

(保険)

第 10 条 乙は、機器に対して、契約期間中継続して乙を被保険者とする動産総合保険契約を 締結しなければならない。その費用は乙が負担する。

(損害賠償の請求)

- 第 11 条 乙は、甲が故意又は重大な過失によって機器を棄損し、乙に損害を与えた場合は、 その損害の賠償を甲に請求できる。
- 2 前項の場合において、動産総合保険で補填された損害に対しては、前項の規定にかかわらず、乙は甲に請求しないものとする。

(従業員の立ち入り等)

- 第12条 乙は、その従業員又は機器の保守、調整等を専業として行うもの(以下「保守業者」という。)若しくはその従業員を機器の納入、保守、調整等のため機器の設置場所に立ち入らせる場合には、あらかじめ甲の承諾を得なければならない。
- 2 乙は、前項の立ち入りに際して、乙の従業員並びに保守業者及びその従業員に必ず身分証 明書を携帯させなければならない。

(機密漏洩の禁止)

第 13 条 乙若しくは乙に係わる従業員は、本契約に基づき知り得た甲の業務上の機密を外部 に漏らし、又は他の目的に利用してはならない。なお、この契約期間終了後または解約後に おいても同様とする。

(契約の解除)

- 第 14 条 甲又は乙は、1 ケ月前に文書によって相手方に通知することにより、この契約を解除することができる。
- 2 甲又は乙は、相手方が正当な理由なくしてこの契約の条項に違反したとき、書面をもって 通告し、この契約を解除することができる。
- 3 前二項の規定により契約を解除したときに生ずる損害の賠償については、甲乙協議して定める。

(機器の返還)

- 第 15 条 第 2 条又は前条の規定によりこの契約が終了した場合は、甲は機器を乙に返還する ものとする。
- 2 乙は、甲から連絡を受けたときは速やかに契約機器を引き取るものとする。
- 3 機器に欠損があった場合には、乙はその旨文書で確認するものとする。
- 4 機器返還後、乙は、ハードディスク内の一切の情報を消去しなければならない。この場合において、乙は、情報の消去後データ消去証明書を甲に提出しなければならない。

(善良な管理者としての義務)

- 第 16 条 物件の所有権は契約期間中を通じて丙に属し、甲は、該当物件を善良な管理者の注 意義務をもって使用及び管理するものとする。
- 2 甲がその責に帰すべき事由により物件に損害を及ぼしたときは、乙は甲に対し賠償を請求 することができる。

(権利義務の譲渡等)

第 17 条 甲及び乙は、互いに相手方の承諾を得ないでこの契約によって生ずる権利又は義務 を他人に譲渡し、又は継承させてはならない。

(個人情報の保護)

第18条 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取り扱う場合においては、秋田県個人情報取扱事務委託基準(平成12年12月4日第1643号総務部長通知)に定める個人情報取扱特記事項を守らなければならない。

(疑義の解決)

第 19 条 この契約に定めのない事項又は、この契約について疑義の生じた場合は、必要に応じて甲乙協議のうえこれを定めるものとする。

(専属的合意管轄裁判所)

第20条 前条の協議によってもこの契約の履行に係る紛争が解決できない場合は、甲の所在 地を管轄する裁判所で紛争を処理するものとする。

この契約を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和7年 月 日

甲

秋田県知事 鈴木 健太

 \angle

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては 個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければな らない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。 この契約による業務が終了し、又はこの契約が解除された後においても、同様とする。

(責任体制の整備)

第3 乙は、個人情報の適正な取扱いについて、内部における責任体制を構築し、その体制を維持しなければならない。

(責任者等の届出)

- 第4 乙は、この契約による個人情報の取扱いに係る業務の責任者(以下「責任者」という。)及び業務に従事する者(以下「従事者」という。)を定め、書面によりあらかじめ、 甲に届け出なければならない。これらの者を変更しようとするときも、同様とする。
- 2 乙は、責任者に、従事者がこの特記事項に定める事項を適切に実施するよう監督させ なければならない。
- 3 乙は、従事者に、責任者の指示に従い、この特記事項に定める事項を遵守させなければならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

- 第5 乙は、この契約による業務を派遣労働者(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和60年法律第88号)第2条第2号に規定する派遣労働者をいう。以下同じ。)に行わせる場合は、労働者派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合の守秘義務の期間は、第2の期間に準ずるものとする。
- 2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。
- 3 乙は、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(教育の実施等)

- 第6 乙は、個人情報の適正な取扱い、情報セキュリティに対する意識の向上、この特記 事項において責任者及び従事者が遵守すべき事項その他この契約による業務の適切な 履行に必要な教育及び研修を、責任者及び従事者全員に対して実施しなければならない。
- 2 乙は、責任者及び従事者に対して、在職中又は退職後においてもその業務に関して知り得た個人情報を不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用してはならないこと、これに違反した場合の罰則規定が個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号。以下「法」という。)にあることその他個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を周知

しなければならない。

(再委託の禁止)

- 第7 乙は、この契約による業務を行うための個人情報の処理は、自ら行うものとし、第 三者にその取扱いを委託し、又はこれに類する行為(以下「再委託」という。再委託の 相手方が当該再委託をする者の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1 項第3号に規定する子会社をいう。)である場合を含む。以下同じ。)をしてはならない。
- 2 乙は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、あらか じめ次の各号に規定する項目を記載した書面を甲に提出して甲の承認を得なければな らない。承認を得た再委託の内容を変更しようとする場合も、同様とする。
 - (1) 再委託を行う業務の内容
 - (2) 再委託で取り扱う個人情報
 - (3) 再委託の期間
 - (4) 再委託が必要な理由
 - (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
 - (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
 - (7) 再委託の相手方に求める個人情報の適正な取扱いに関する措置の内容
 - (8) 再委託の相手方の監督方法
- 3 前項の場合、乙は、再委託の相手方にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとと もに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方に よる個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。
- 4 乙は、再委託契約において、再委託の相手方に対する監督及び個人情報の適正な取扱 いの方法について具体的に規定しなければならない。
- 5 乙は、この契約による業務を再委託した場合、その履行を管理及び監督するととも に、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。
- 6 第2項から前項までの規定は、再委託の相手方が更に再委託(以下「再々委託」という。)を行う場合以降について準用する。これらの場合において、「乙」とあるのは「再々委託する者」等と、「再委託の相手方」とあるのは「再々委託の相手方」等と、「再委託契約」とあるのは「再々委託契約」等と委託の段階に応じて読み替えるものとする。

(取得の制限)

第8 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、業務を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第9 乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た 個人情報を契約以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第10 乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から 引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、複製し、又はこれらに類する行為 をしてはならない。 (個人情報の安全管理)

- 第11 乙は、この契約による個人情報の取扱いについて、法に基づく安全管理措置を講 ずるとともに、次の各号の定めるところにより、個人情報の安全管理のために必要かつ 適切な措置を講じなければならない。
 - (1) 個人情報を取り扱う業務、個人情報の範囲及び従事者を明確化し、取扱規程等 を策定すること。
 - (2) 組織体制の整備、取扱規程等に基づく運用、取扱状況を確認する手段の整備、 情報漏えい等事案に対応する体制の整備、取扱状況の把握及び安全管理措置の見 直しを行うこと。
 - (3) 従事者の監督・教育を行うこと。
 - (4) 個人情報を取り扱う区域の管理、機器及び電子媒体等の盗難等の防止、電子媒体等の取扱いにおける漏えい等の防止、個人情報の削除、機器及び電子媒体等の廃棄を行うこと。
 - (5) アクセス制御、アクセス者の識別と認証、外部からの不正アクセス等の防止、 情報漏えい等の防止を行うこと。

(漏えい等の防止)

- 第12 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、個人情報の漏えい、滅失及びき損(以下「漏えい等」という。)の防止その他個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 2 乙は、甲からこの契約による業務を処理するために利用する個人情報の引渡しを受ける場合は、甲が指定した手段、日時及び場所で引渡しを受けた上で、甲に受領書を提出 しなければならない。
- 3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を取り扱う場所(以下「作業場所」という。)を特定し、あらかじめ甲に届け出なければならない。その特定した作業場所を変更する場合も、同様とする。
- 4 乙は、甲が承認した場合を除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 5 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を運搬する場合は、その方法(以下「運搬方法」という。)を特定し、甲に届け出なければならない。その特定した運搬方法を変更しようとする場合も、同様とする。
- 6 乙は、従事者に対し、身分証明書を常時携帯させるとともに、事業者名を明記した名 札等を着用させて業務に従事させなければならない。
- 7 乙は、この契約による業務を処理するために使用するパソコンや電子媒体(以下「パソコン等」という。)を台帳で管理するものとし、甲が承認した場合を除き、当該パソコン等を特定した作業場所から持ち出してはならない。
- 8 乙は、この契約による業務を処理するために、私用のパソコン等その他の私用物を持 ち込んで使用してはならない。
- 9 乙は、この契約による業務を処理するパソコン等に、ファイル交換ソフトその他個人情報の漏えい等につながるおそれがあるソフトウェアをインストールしてはならない。
- 10 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を、秘匿性等その他の内容に応じて、次の各号に定めるところにより管理しなければならない。

- (1) 個人情報は、施錠できる保管庫又は施錠若しくは入退室管理の可能な保管室等 に保管しなければならない。
- (2) 個人情報を電子データとして保存又は甲の承認を得て持ち出す場合は、暗号化 処理又はこれと同等以上の保護措置をとらなければならない。
- (3) 個人情報を電子データで保管する場合、当該データが記録されたパソコン等及 びそのバックアップの保管状況並びに個人情報の正確性について、定期的に点検 しなければならない。
- (4) 個人情報を管理するための台帳を整備し、個人情報の受渡し、使用、複写又は 複製、保管、廃棄等の取扱いの状況、日時及び担当者を記録しなければならない。

(返還、廃棄又は消去)

- 第13 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、業務の完了時に、 甲の指示に基づいて返還、廃棄又は消去しなければならない。
- 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄又は消去する場合は、事前に廃棄又は消去すべき個人情報の項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法及び処理 予定日を書面により甲に提出し、甲の承認を得なければならない。
- 3 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を廃棄する場合、電子媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。
- 4 乙は、パソコン等に記録されたこの契約による業務に関して知り得た個人情報を消去 する場合、データ消去用ソフトウェア等を使用し、通常の方法では当該個人情報が判読、 復元できないように確実に消去しなければならない。
- 5 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められた場合は、これに応じなければ ならない。
- 6 乙は、個人情報を廃棄又は消去した場合には、甲に対し、その日時、担当者名及び廃棄又は消去の内容を記録した書面で報告しなければならない。

(報告)

- 第14 乙は、甲からこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いの状況について 報告を求められた場合は、個人情報の取扱いに関する点検を実施し、直ちに甲に報告し なければならない。
- 2 乙は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査及び検査)

- 第15 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による業務の処理に係る個人情報の取扱いについて、この特記事項の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうかを検証及び確認するため、乙及び再委託の相手方(第7に基づき再々委託を行う場合以降の当該再々委託の相手方等も、同様とする。以下同じ。)に対して、随時、実地の監査又は検査をすることができる。
- 2 甲は、前項の目的を達するため、乙及び再委託の相手方に対して必要な情報を求め、 又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。

3 乙は、甲からこの契約による業務の処理に関して改善を指示された場合には、その指示に従わなければならない。

(事故発生時の対応)

- 第16 乙は、この契約による業務の処理に関して個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、当該事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、当該事故に係る個人情報の内容、数量、発生場所、発生状況等を書面により甲に直ちに報告し、その指示に従わなければならない。
- 2 乙は、前項の漏えい等の事故があった場合には、直ちに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、前項の指示に基づいて、当該事故に係る事実関係を当該漏えい等のあった個人情報の本人に通知し、又は本人が容易に知り得る状態にする等の措置を講ずるものとする。
- 3 乙は、甲と協議の上、二次被害の防止、類似事案の発生回避等の観点から、可能な限 り当該漏えい等の事故に係る事実関係、発生原因及び再発防止策の公表に努めなければ ならない。
- 4 甲は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要 に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

(契約の解除)

- 第17 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を履行しない場合には、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその 損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第18 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。